

## 食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援特別給付金を支給します

電力・ガスなどのエネルギーや食料品価格などの物価高騰により、家計への影響が大きい人たちが速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、1世帯あたり3万円の「低所得世帯支援特別給付金」を給付します。

### 【給付対象世帯】

#### 住民税非課税世帯

令和5年6月1日時点で大洲市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※ただし、世帯全員が

- ・住民税均等割が課税されている人の扶養親族
- ・住民税均等割が課税されている人の事業に専ら従事している人

のみで構成される世帯は除きます。

### 【給付方法・給付時期】

給付対象世帯のうち、令和4年度に大洲市から支給した「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の給付を受けた世帯は、**申請なし**で令和5年6月末に振込予定です。

※上記以外で対象と思われる世帯は、市から『確認書』を送付しますので返信してください。返信内容を確認後、30日以内に振込予定です。(令和5年7月以降予定)



### 【問い合わせ先】

社会福祉課

☎0893(57)7870



市ホームページ

## ご存じですか？あなたの地域の相談相手「民生委員・児童委員」

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、地域福祉の推進のために活動を行っています。

民生委員・児童委員の職務は、地域住民の生活状態の把握・相談・助言・援助を行い、福祉事務所や施設などに対する協力など、広範囲な活動を行っています。また、委員の中には、児童福祉に関する相談・援助活動を専門に行う主任児童委員もいます。

民生委員・児童委員はみなさんのプライバシーを守り、常に住民の立場に立って相談に応じ援助を行い、必要に応じて関係機関と連携を図り支援しますので、お気軽にお声かけください。



民生委員・児童委員の徽章などに用いられているこのマークは、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

### 【民生委員・児童委員の役割】

- ▷みなさんの身近な窓口
- ▷行政や関係機関とのパイプ役
- ▷地域福祉の代弁者
- ▷福祉サービス情報の発信者
- ▷ひとり暮らしの高齢者の見守り
- ▷生活困窮等の相談窓口

### 【主任児童委員の役割】

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員（民生委員）との連絡・調整などを行います。

### 【問い合わせ先】

社会福祉課地域福祉係

☎0893(24)1715



市ホームページ

# 「公民館組織と自治会の一元化」と 「公民館のコミュニティセンター化」 地域みなさんに知っていただくためのQ&A〈第1回〉

広報5月号でお知らせした「公民館組織と自治会の一元化」と「公民館のコミュニティセンター化」の計画について、この再編に伴って何が変わり、何ができるようになるのか、地域がどうなるのかなど、市民のみなさんに分かりやすくお伝えします。

今回は、そもそも「公民館組織」・「自治会」とは何か、現在の地域を取り巻く状況とこの再編の目的について解説します。



## 公民館組織・自治会ってなに？

公民館組織は、地域住民のために社会教育を推進する組織である一方、自治会は、地域が抱える課題を住民自らが解決するために活動する任意の組織です。  
主に次のような活動を行っています。

項目	公民館組織	自治会
活動状況	▷生涯学習 ・学級講座等の開設 ・体育およびレクリエーション等の活動 ・世代間交流の場の提供 など ▷貸館および維持管理 ・予約受付等、施設の維持管理	▷地域づくり ・地域課題の解決 ・地域資源の活用と継承 など ▷地域福祉 ・高齢者の見守り、健康づくり など ▷防災・防犯 ・防災訓練、研修、子供たちの見守り など



## なぜ組織を再編するの？

公民館組織と自治会の2つの組織は、連携・協力しながらさまざまな活動を通じて人づくり・地域づくりを行うという共通の目的を持っていることから、次のような課題もあります。

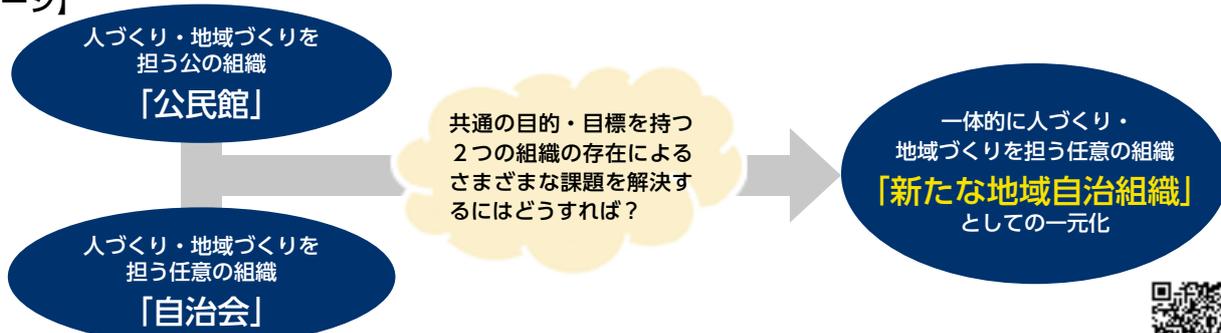
項目	公民館組織	自治会
課題	・高齢化と人口減少 ・役員のなり手不足 ・学級の内容、参加者の固定化 ・社会教育団体の衰退 ・若者、働く世代の公民館離れ など	・高齢化と人口減少 ・役員のなり手不足と固定化 ・若い世代の活動不参加、無関心 ・地域自治意識の低迷 ・公民館業務との区分 など



このような課題を解決するために、次のイメージのように、2つの組織を統合・再編することで、役員数を抑えることや、地域が一体となって地域資源や観光資源などを生かした魅力ある地域づくり事業に取り組むことができるようになります。

若い世代や次代を担う子供たちが地域の行事を楽しみにしてくれるような組織となるよう、この再編を機に地域の実情やニーズに応じた取り組みなどについて、みなさんで話し合ってみましょう。

## 【イメージ】



次回は、「新たな地域自治組織について」解説します。

【問い合わせ先】 復興支援課地域自治推進係 ☎0893(57)9989 市ホームページ

きりめき

ニュース

シリーズ

お知らせ

情報ひろば

図書館

未来を拓く

保健センター

相談・救急

## 出水期に備えましょう

6月からは、集中豪雨や台風により、河川の増水や土砂災害の危険が高まる時期となります。出水期に備えて、情報の収集方法や避難場所・避難所の確認をしておきましょう。

### ◇避難情報の種類

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報
5 災害発生 または切迫	命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保
4	全員避難	避難指示
3	高齢者、障がい者、乳幼児などとその支援者は避難、他の住民は準備	高齢者等避難
2	災害に備え、ハザードマップなどにより、自らの避難行動を確認	洪水注意報 大雨注意報
1	防災気象情報などの最新情報に注意するなど災害への心構えを高める	警報級の可能性 (早期注意情報)

### ◇避難情報の入手方法

#### 【大洲市災害情報メール】

大洲市から高齢者等避難、避難指示などの避難情報や避難所開設情報を配信します。

#### 大洲市災害情報メールの登録方法

- ozubosai@yb74.asp.cuenote.jpへ空メールを送信  
※宛先に直接入力するか、下記二次元コードを読み取ってください。
- 返信された仮登録メールに書かれたURLにアクセス
- 登録フォームに氏名を入力し、「登録」ボタンを押す。
- 確認画面が表示されるので、再度「登録」ボタンを押す。
- 登録完了メールが届いたら、登録完了



#### 【愛媛県防災メール】

地震、津波、気象警報・注意報、土砂災害警戒情報や市町からの避難情報、避難所開設などの防災情報や緊急のお知らせを、愛媛県がメールで配信します。

※詳細は次のURLをご覧ください。

<https://www.pref.ehime.jp/bosai/bosaimail.html>



県ホームページ

#### 【防災行政無線放送】

屋外のスピーカーから放送をします。雨や風が強く、音が聞き取りにくい場合は、次のサービスをご活用ください。

#### ▷コスモキャストアプリ

スマートフォンにアプリを入れて、郵便番号を登録するだけで、災害など緊急時の放送を聞くことができます。お使いのスマートフォンがAndroidの場合は、Google Playストアから、iOSの場合は、App Storeから「コスモキャスト」と検索するか、下記二次元コードを読み取り、インストールしてください。  
※ただし、平常時の放送は聞くことができません。

Android



iOS



#### ▷防災行政無線テレホンサービス

フリーダイヤルで聞き直しができます。

☎0120(00)8863 (24時間通話料無料)

#### 【その他の伝達方法】

- ・テレビ、ラジオなどの字幕放送
- ・緊急速報メール
- ・市ホームページ 他

#### 【問い合わせ先】

危機管理課防災係 ☎0893(24)1742

## 令和6年度採用の大洲市職員を募集します

### 大洲市職員（事務職など）

【受付期間】 5月19日(金)～6月21日(水) 【採用予定日】 令和6年4月1日

応募方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 総務課職員係 ☎0893(24)1723



市ホームページ

採用予定職種	人数	受験資格
事務職Ⅰ (大学卒)	4人程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人
事務職Ⅱ (大学卒) 【総合適性検査枠】	2人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人
事務職Ⅲ (ICT・デジタル枠) 【総合適性検査枠】	1人程度	昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、民間企業などにおいてICTに関連する実務経験が3年以上ある人またはITパスポート資格を有する人
技術職・土木 【総合適性検査枠】	2人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、大学において土木工学に関する学科を学修し卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人
技術職・建築 【総合適性検査枠】	1人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、大学において建築工学に関する学科を学修し卒業した人または令和6年3月末までに卒業見込みの人
保育士・幼稚園教諭	3人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人または令和6年3月末までに資格取得見込みの人
保健師	3人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人または令和6年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
看護師	3人程度	昭和49年4月2日以降に生まれた人で、看護師もしくは准看護師の免許を有する人または令和6年に実施される試験に合格し免許取得見込みの人

※ 【総合適性検査枠】の1次試験（筆記試験）は、民間企業等で実施している基礎能力を測る試験のため、公務員試験対策は必要ありません。

※ 事務職（高校卒）の採用試験は、9月に実施する予定です。



大洲市の未来を  
一緒に創りましょう！



お知らせ  
情報ひろば  
図書館  
未来を拓く  
保健センター  
相談・救急

(前ページから続き)

**市立大洲病院職員****【受付期間】** 6月1日(木)～6月26日(月)**【採用予定日】** 令和6年4月1日

応募方法など詳しくは市立大洲病院ホームページをご覧ください。

**【問い合わせ先】**

市立大洲病院事務課庶務係 ☎0893(24)2151

市立大洲病院  
ホームページ

採用予定職種	人数	受験資格
薬 剤 師	若干名	薬剤師の免許を有する人または令和6年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
言語聴覚士	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、言語聴覚士の免許を有する人または令和6年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
臨床検査技師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人または令和6年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
診療情報管理士	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士の資格を有する人または令和6年に実施される資格試験に合格し資格取得見込みの人
看 護 師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人または令和6年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人

**令和4年度個人情報保護制度の運用状況**

個人情報保護制度は、市が保有するすべての個人情報の収集、保管、利用などについての基本的なルールを定めるとともに、「自己の情報をコントロールする権利」を保障する制度です。

令和5年4月1日時点で大洲市が保有している個人情報ファイルの数は、1,617件です。

また、令和4年度の個人情報の開示などの請求については、13件の開示請求がありました。

その処理状況は、次のとおりです。

**個人情報の請求件数と処理状況**

実施機関	請求区分	請求件数	請求件数				審査請求
			開示	不開示	取下げ	その他	
市長	開示	1件	1件	0件	0件	0件	0件
病院事業管理者	開示	12件	12件	0件	0件	0件	0件
合 計		13件	13件	0件	0件	0件	0件

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

**令和4年度情報公開制度の運用状況**

市政は、市民のみなさんの信託のもと常に市民に開かれたものとして運営されなければなりません。

大洲市情報公開条例は、「市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な開かれた市政を推進する」ために制定されたものです。

**情報公開の請求件数と処理状況**

公文書公開請求	件数
公文書公開請求に対する処分	11件
公開決定	11件
全部公開	4件
部分公開	7件
非公開決定	0件
その他(却下)	0件
審査請求	0件

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

**【問い合わせ先】**

企画情報課電算係 ☎0893(24)1738

企画情報課情報統計係☎0893(24)1738 市ホームページ



## 6月1日は人権擁護委員の日です

人権擁護委員法が施行された日を記念し、6月1日を人権擁護委員の日と定め特設人権相談所の開設啓発活動を行っています。

差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの人はお近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設人権相談所は、市役所や公民館などで毎月開催しています。詳しくは、広報おおずの各種相談ガイドをご覧ください。

### 【人権相談専用ダイヤル】

- ▷子どもの人権に関する相談 ☎0120(007)110
  - ▷女性の人権に関する相談 ☎0570(070)810  
平日 8:30~17:15
  - ▷日本語を自由に話すことができない外国人向け  
相談ダイヤル ☎0570(090)911  
平日 9:00~17:00
  - ▷それ以外の人権に関する相談 ☎0570(003)110  
平日 8:30~17:15
- ※0570への発信は有料です。

### 【地域の人権擁護委員（敬称略）】

につ	た	せい	じ	(大洲)
新	田	星	児	
いの	うえ	かず	よし	(東大洲)
井	上	和	義	
うお	もと	たみ	こ	(田口)
魚	本	民	子	
やま	もと	たけし		(平野)
山	本	武		
たま	き	たえ	こ	(北只)
玉	木	妙	子	
なか	の	しん	いち	(菅田)
中	野	伸	一	
し	みず	なお	こ	(新谷)
清	水	直	子	
のぶ	お	みち	たか	(八多喜)
信	尾	道	孝	
おお	もと	あき	ひろ	(豊茂)
大	本	昭	裕	
し	みず	やす	のり	(長浜町櫛生)
清	水	康	則	
ささ	き	まり	こ	(肱川町山鳥坂)
笹	木	真理	子	
げん	だ	まさ	ゆき	(肱川町大谷)
源	田	政	幸	
じゅ	の	きみ	ひで	(河辺町北平)
壽	野	公	英	



市ホームページ

### 【問い合わせ先】

人権啓発課人権啓発係 ☎0893(24)1746

## 行政相談委員を紹介します

下記の4人が、4月1日付けで総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、住民のみなさんからの国の行政機関などの業務に関する苦情や意見・要望を聞き、行政との間に立って、公正・中立的立場で相談に応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

毎月の開設日時と場所については、広報おおずの各種相談ガイドをご覧ください。

### 【行政相談委員】



曾根 恭輔  
大洲地区  
新任



相原 敏幸  
長浜地区  
再任



中野富士雄  
肱川地区  
再任



請田 竹男  
河辺地区  
新任

### 【問い合わせ先】

総務課行政係 ☎0893(24)1724

## 退任行政相談委員へ総務大臣感謝状を贈呈

3月31日付けで、小澤功さん（大洲地区担当）、長岡勇さん（河辺地区担当）が行政相談委員を退任されました。小澤さんは平成19年4月、長岡さんは平成31年4月に行政相談委員の委嘱を受け、これまで市民の身近な相談窓口として熱心に活動を続けてこられました。

行政相談委員として尽力された功績をたたえ、5月8日(月)市役所にて、総務大臣感謝状が贈呈されました。



(左から) 小澤さん、長岡さん

### 【問い合わせ先】

総務課行政係 ☎0893(24)1724

## 「大洲市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました

令和5年4月1日、同性のカップルに「婚姻に相当する関係」を証明することで、さまざまなサービスや社会的配慮を受けやすくするための制度として、大洲市が独自で「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。

二人がパートナーシップを宣誓すると、大洲市の行政サービスを受けることができるようになります。受けられる行政サービスの一部は次のとおりですが、詳しくは市ホームページに掲載しています。

### 【新たに利用可能となる行政サービスの一部】

サービス名	サービス内容
市営住宅の申し込み	入居申請、同居申請で親族扱い
入院時の症状説明、面会、手術時の同意	同意について、家族同様の扱い
緊急搬送証明書の交付	証明書の交付をパートナーが申請可能

り災証明書交付(火災)	り災証明書の交付をパートナーが申請可能
り災証明書交付(火災以外)	り災証明書、り災届出証明の交付をパートナーが申請可能

### 【円滑な対応が可能となる行政サービスの一部】

サービス名	サービス内容
母子健康手帳	パートナーが申請可能
死亡届・火葬許可申請	パートナーが申請可能
緊急搬送時の同乗、処置の説明同意	パートナーも救急車に同乗することができ、処置の説明を受けることが可能
児童生徒への就学援助	パートナーが申請可能

制度内容については、下記へお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

人権啓発課人権啓発係  
☎0893(24)1746



市ホームページ

## 令和5年度うるおいの里づくり事業を募集します

緑豊かな自然と伝統・文化を生かしながら、歴史的・文化的なものと現代社会とをうまく調和させ、住みよい快適なうるおいの里づくりを推進するため、事業を実施する自治会や伝統芸能保存会などに対し、その経費の一部を補助します。

### 【補助対象種目】

▷ふれあい広場整備（ミニ公園）

（例）広場、花壇など

▷観光交流資源整備

（例）観光地、景勝地など

▷伝統芸能・文化の保存育成

（例）太鼓、獅子舞など

### 【補助対象団体】

自治会、協議会、保存会などで組織が明確な団体

### 【補助率および補助限度額】

補助対象経費の2分の1以内（50万円限度）

### 【申請方法】

事業計画書などの関係書類を復興支援課へ提出してください。

用紙は復興支援課に用意しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。



牛鬼整備事業（中野牛鬼会）



花壇・イルミネーション整備事業（弘川愛あい会）

### 【問い合わせ先】

復興支援課地域自治推進係  
☎0893(57)9989



市ホームページ

## 後期高齢者歯科口腔健康診査を受診しましょう

愛媛県後期高齢者医療では、歯科口腔健診を無料で実施します。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろん、全身の健康にもつながりますので、この機会にぜひ、歯科口腔健診を受診してください。

### 【受診期間】

令和5年6月1日(木)～令和6年2月29日(木)

### 【対象者】

愛媛県後期高齢者医療の被保険者

※ただし、病院または診療所に6カ月以上継続して入院している人、障害者支援施設、のぞみの園の設置する施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設へ入所・入居している人は対象外です。

### 【申込方法】

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話または、市役所市民課高齢者医療係で直接お申し込みください。申込者には、クーポン券、受診票などを送付します。

### 【受診方法】

クーポン券などが届いたら、歯科口腔健診を実施する歯科医院に予約してから受診してください。

### 【受診場所】

後期高齢者の歯科口腔健診を実施する登録歯科医院  
※クーポン券に一覧表を同封します。

### 【その他注意事項】

歯科口腔健診は、期間中に1回のみです。歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となります。

### 【申し込み・問い合わせ先】

愛媛県後期高齢者医療広域連合  
事業課保健事業係

☎089(911)7739 FAX089(911)7735

メール：info@ehime-kouiki.jp



市ホームページ

## 児童手当を受給しているみなさんへ

### 児童手当・特例給付現況届について

令和4年度から「児童手当・特例給付現況届」の提出が不要となっていますが、一部の受給者は、現況届の提出が必要です。提出が必要な受給者には、6月上旬に書類を送付しますので、必要事項を記入し、6月30日(金)までに提出してください。  
※郵送やマイナポータルからも受付しています。

### 所得額の変更などによる手続きについて

令和4年度に所得上限額超過により手当の支給がなくなった人で、令和4年中の所得が上限額を下回った場合は、手当の支給を受けることができます。  
また、受給者の所得より配偶者の所得の方が高い場合は、児童手当の受給者変更の手続きが必要になります。

### 【問い合わせ先】

子育て支援課子ども相談係  
☎0893(24)5718



市ホームページ

## 歯周病検診を行います

歯周病は、歯を失う原因となり、初期は自覚症状が乏しいため、検診による早期発見が大切です。ぜひ、検診を受けましょう。

### 【対象者】

今年度中に誕生日を迎え、  
40歳・50歳・60歳・70歳になる人

【期間】 6月1日(木)～12月28日(木)の診療日

【場所】 市指定の歯科医療機関

【料金】 600円



### 【申し込み・問い合わせ先】

大洲市保健センター  
☎0893(23)0310



市ホームページ

## 夏の風物詩「大洲のうかい」はじまります

今年も肱川を舞台に「大洲のうかい」が始まります。より上質な屋形船「臥龍一号」で楽しむ特別なうかいや、日中の肱川の涼風を感じて食事が楽しめる「ひじかわ遊覧」など屋形船の上でしか味わえない夏の風物詩を堪能してみませんか。

**【期間】** 6月1日(木)～9月20日(水)

**【乗船場所】** うかいレストプラザほか

**【貸切船料金 (税込み)】**

▷うかい (夜)

小 型 船 (定員10人)	26,000円 (17,000円)
大 型 船 (定員18人)	45,000円 (27,500円)
臥龍1号 (定員10人)	45,000円 (31,500円)

※ ( ) 内はうかい市民サービスデーの金額で、対象の日は、うかいシーズン中の毎週水曜日です。

▷ひじかわ遊覧 (昼)

小 型 船 (定員10人)	20,000円
大 型 船 (定員18人)	35,000円

※料理・飲み物代が別途必要です。

※料理等は事業者へ直接ご相談ください。

**【貸切船・料理申し込み先】** 直接ご相談ください。

うめたこ本店	☎0893(25)0826
鹿野川荘	☎0893(34)2000
料苑 たる井	☎0893(24)4585
ホテルにし川	☎0893(24)4046
NIPPONIA HOTEL	☎0120(210)289
大石フーズ	☎0893(25)5620
古酒 オールディーズ	☎0893(24)3510
むらや	☎0893(24)4637
よねざわ	☎0893(24)2639

**【乗合船料金 (税込み)】** 少人数で乗合利用の方

	食事なし	食事付き
大人 (中学生以上)	4,000円	8,000円
小人 (4才以上)	3,000円	5,000円

※二次元コードから乗合船の申し込みができます。



大洲のうかい  
ホームページ

**【申し込み・問い合わせ先】**

大洲観光総合案内所

☎0893(57)6655

## 肱川を活用した定期運航船「お舟めぐり」の実施

川を渡るために渡し舟を使っていたその当時の肱川は、舟が行き交う風景が当たり前でした。そのような在りし日の肱川を再現し、体感できる定期船を運航いたします。予約なしで乗船できますので、ぜひご乗船ください。

**【期間】** 6月1日(木)～11月20日(月)

※期間は、天候や水位などにより変更になる場合がありますので事前に問い合わせ先にご確認ください。

**【時間】** 10:00～16:00

(1時間ごとに下記のコースを周回運航します)

**【乗船場】**



- ①大洲城下のりば ②大洲城下おりば  
③肱北川原おりば ④臥龍山荘下おりば  
※ご乗船は①のりばからとなります。  
※④おりばは9月20日(水)まで



**【乗船料】** 大人1,100円 小人550円

※途中下船可。ただし、再乗船不可。

**【チケット売り場】**

大洲観光総合案内所 (まちの駅あさもや内)  
おおず赤煉瓦館

**【問い合わせ先】**

大洲観光総合案内所

☎0893(57)6655



VisitOzu  
ホームページ

第65回水道週間（6月1日(木)～7日(水)）～水道水 安心・安全 これからも～

水道は、私たちの生活に欠かせないものです。その水の安定的な供給を目指して水道整備を行っています。市の水道事業は、簡易水道を上水道に統合し、より効率的な経営に取り組んでいますが、施設の老朽化の急速な進行や人口減少に伴う料金収入の減少などの課題に直面しています。このような水道を取り巻く時代の変化に対応し、将来にわたり持続可能な水道とするためには、早急に水道基盤の強化に取り組んでいかなければなりません。

また、近年の大規模災害などを教訓として、災害に強い水道づくりが必要となっています。

こうした状況も踏まえ、水道についての理解と関心を高め、水道事業のさらなる発展のため、「水道週間」を設け、全国の自治体や関係団体が連携して広報活動を重点的に実施しています。

この機会に、あらためて水の大切さを見直してみませんか。

【期間中の取組】

ポスターや啓発冊子などの展示、懸垂幕設置、広報車による巡回、水源地など施設清掃、水道施設見学会（随時）を行います。

【水道工事を行うときは】

水道の新設・改造・修理・撤去などの工事を行うときは、必ず指定工事業者に依頼してください。指定工事業者は、市ホームページでも確認できます。



【問い合わせ先】

上下水道課管理係 ☎0893(24)3753 市ホームページ

市内の指定給水装置工事事業者

※市外局番は「0893」です

地域	工事店名	地区	電話番号
大洲	(有)三原設備	大洲	(24)3783
	芳我水道設備		080(5742)2161
	(有)オクダ設備	柚木	(24)3674
	中央建設(株)		(24)3556
	(株)矢野金物店	中村	(24)3043
	(有)南予水道住設	若宮	(23)2352
	村上工業(株)		(24)3141
	廣澤設備工業		(24)1104
	(有)菊地浄化槽センター	五郎	(24)0013
	峯建設工業(株)	田口	(24)5911
	(有)丸電工業	東大洲	(24)5351
	J A 愛媛たいぎ		(24)4168
	(有)曾根プロパン販売所	市木	(24)3522
	マスダ水道設備		(25)4178
	(有)内田電気水道設備	徳森	(25)2858
	(株)城戸電業社		(25)2944
	(株)西田興産		(25)0211
	(株)土居鉄工所		(57)7120
	(有)アサノ設備大洲支店	北只	(24)0783
	(株)四電工大洲営業所		(24)4595
(有)長田産業	(23)5713		
谷本建設工業(株)	平野	(24)5161	
神南設備	菅田	(25)4684	
松浦建設(株)		(25)5335	
城戸設備工業		(25)1175	

地域	工事店名	地区	電話番号	
大洲	久保建設(株)	蔵川	(27)0757	
	(株)宮元建設	新谷	(25)0242	
	向成建設(株)		(25)3150	
	(有)佐々木鉄工	春賀	(25)1252	
	樹設備	多田	(26)1255	
	(有)星加水道設備	八多喜	(26)0020	
	久保鉄工所		(26)0537	
	好崎鉄工	米津	(26)0720	
	長浜	笹田水道	長浜	(52)2891
		(有)池内石油店		(52)0448
(有)鈴木ガス商会		(52)0358		
(有)満野大商店		下須戒	(52)0013	
ダイワ設備工業			(52)1289	
河内設備商会		(52)0503		
(有)住吉産業		上老松	(52)1531	
矢野ガス(株)			(52)0420	
(株)佐々木組		豊茂	(57)0122	
肱川		鹿野川ガス販売所	山鳥坂	(34)2701
	(株)ひじ建	(34)2111		
	川上建設(有)	名荷谷	(34)2101	
	上田建設(株)	宇和川	(34)2011	
	三瀬建設(株)	予子林	(34)2911	
河辺	富永建設(株)	植松	(39)2011	

## きれいな水を後世に残すために

家庭の雑排水をそのまま水路などに流すと、悪臭の原因になるだけでなく、水中の酸素が減り水路や河川、海にすむ生き物に悪影響を及ぼします。また、汚染の影響を受けた魚や貝などを人間が食べることで健康を害することにもなります。

雑排水は生活する上でどうしても出ますので、適正な方法で排出するようにしましょう。

### 【適正な排出】

公共下水道や農業集落排水施設が整備されている地域については施設への接続を行い、その他の地域については、合併処理浄化槽を設置し、雑排水を水路などに直接流さないようにしましょう。

### 【ちょっとくらい・・・がこんなに影響します】

家庭の雑排水が河川を汚した場合、魚や貝などがすめる状態まで薄めるためには、右表のとおり非常にたくさんの水が必要になります。

(浴槽 1 杯：300Lとして)

汚れのもと		必要な水量
天ぷら油(使用済み)	20mL	20杯
マヨネーズ(大さじ1杯)	15mL	13杯
牛乳(コップ1杯)	200mL	11杯
米のとぎ汁(1回目)	500mL	4杯
台所用洗剤(1回分)	4.5mL	0.67杯

出典：環境省「生活排水読本」より抜粋

僕たちがすすめるようになるには、ほんとにたくさんの水の量が必要になるんだね！



下水道マスコット  
キャラクター  
「スイスイ」

### 【問い合わせ先】

上下水道課管理係 ☎0893(24)1720

## 6月は環境月間です

環境基本法により、6月は「環境月間」、6月5日は「環境の日」と定められています。

私たち一人ひとりの行動が、環境問題を解決する鍵を握っています。この機会に環境について考えてみませんか。

### 【身近にできる省エネ行動】

#### ▷冷蔵庫や冷凍庫にもものを詰め込みすぎない。

冷蔵庫や冷凍庫にもものを詰め込みすぎると、負荷がかかり、無駄な電力を使ってしまいます。

#### ▷水やお湯を不必要に出しっぱなしにしない。

水を出しっぱなしにすると、水が無駄になるだけでなく、水道水をつくったりするエネルギーが無駄になり、二酸化炭素を排出してしまいます。

#### ▷電気ポットなど長時間使用しないときはプラグを抜く。

電気ポットでお湯の保温を行う場合にも電気が使われています。保温の目安は2時間までといわれており、それ以上保温すると、保温よりも、再沸騰させるエネルギーのほうが少なくなります。使用の頻度を考え、上手に使用して使用電力を抑えましょう。

### 【問い合わせ先】

環境生活課環境政策係 ☎0893(57)9966

## ゴミゼロ「530運動」に参加しませんか

みなさんお誘いの上、それぞれの地域から徒歩でゴミを拾いながら集合場所へ来てください。

ゴミを拾ったあとは、おいしいうどんを食べてアトラクションを楽しみましょう。

【日時】令和5年6月4日(日)

8:30頃 各地域からスタート

10:30 開会行事(アトラクション)

【集合場所】大洲市立喜多小学校

※小雨決行、荒天中止とします。

※マイおはしをご持参ください。



市ホームページ

### 【問い合わせ先】

大洲の環境をよくする連絡協議会事務局

☎0893(24)7107

環境生活課環境政策係 ☎0893(57)9966

## とや 都谷川流域が特定都市河川に指定されました ～ 雨水浸透阻害行為の許可が必要です ～

令和5年4月1日に大洲市の肱川水系都谷川、野田川、古川が、愛媛県により特定都市河川に指定されたことに伴い、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地について、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある1,000㎡以上の規模の開発などを行う場合は、市長の許可が必要になります。

### 【特定都市河川指定の目的】

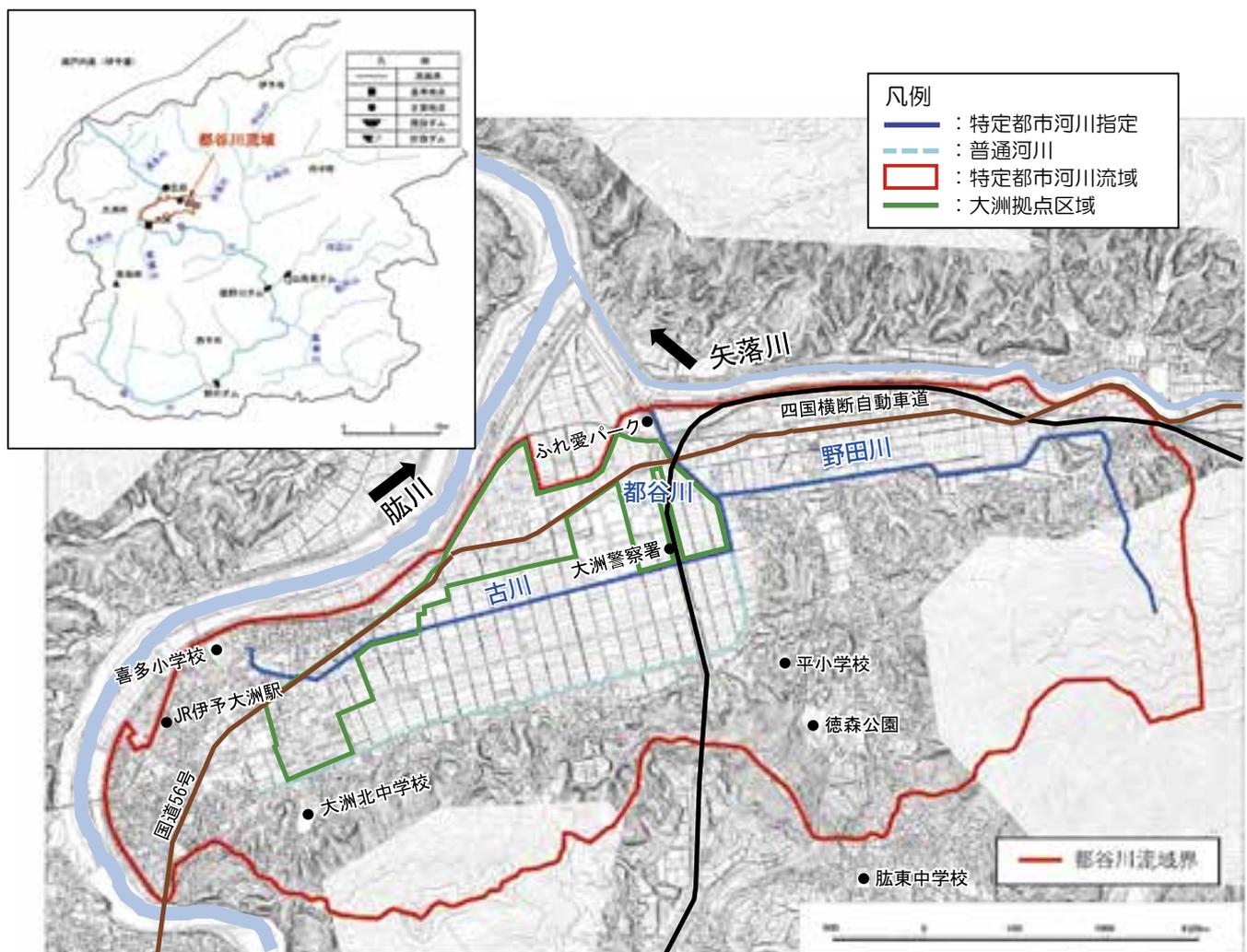
特定都市河川とは、接続する河川の水位が高い際、支川からの排水が困難な河川などを指定するもので、この河川の流域において、県・市・国が総合的な被害軽減対策を推進します。

特定都市河川の指定に伴い、令和5年4月24日(月)に県・市・国などで組織する「都谷川流域水害対策協議会」が設立されました。

協議会は、都谷川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる総合的な内水対策を推進することを目的としています。

今後は、流域水害対策計画を策定し、計画に基づく被害軽減対策に取り組む予定です。

### 都谷川特定都市河川および特定都市河川流域



### 【問い合わせ先】

都市整備課都市計画係 ☎0893(24)1719



市ホームページ

## 大洲市民大学（前期）を開催します

大洲市民大学（前期）は、歌手の木山裕策<sup>きやまゆうさく</sup>さんをお迎えして、病気になってもあきらめない心を学ぶための講演会を開催します。

**【日時】** 6月25日(日)  
14:00～15:30（開場13:30）

**【場所】** 大洲市総合福祉センター  
4階多目的ホール

**【テーマ】** ガンが教えてくれたこと  
～自分に向き合ってみつけた夢～

**【聴講料】** 無料

**【定員】** 200人程度

**【申込方法】** 事前申込制です。聴講を希望される場合は、①Web、②メール、③電話、④中央公民館窓口のいずれかで「聴講者の住所・氏名・電話番号」をお知らせください。



Web申込



市ホームページ



NHK紅白歌合戦出場曲『home』ほか代表曲の歌唱も予定しています。

**【駐車場】** 総合福祉センター駐車場をご利用ください。駐車台数に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。

**【申し込み・問い合わせ先】**

中央公民館（市役所第1別館2階 生涯学習課内）  
☎0893(57)9994 メール tyuukou@city.ozu.ehime.jp

## 森林を伐採するときは届け出が必要です

森林法の規定により、地域森林計画の対象となっている森林を伐採するときには、針葉樹・広葉樹にかかわらず伐採の届け出が必要です。

また、伐採が完了したときや伐採後の造林が完了したときには、それぞれの森林の状況を報告することが必要です。

なお、保安林や森林経営計画による伐採の場合には、届出先などが異なりますので、お問い合わせください。

**【届け出の時期】**

▷伐採および伐採後の造林の届出

伐採開始日の90日前から30日前まで

▷伐採に係る森林の状況報告書

伐採の完了日から30日以内

▷伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林完了日から30日以内

**【問い合わせ先】**

農林振興課林業振興係  
☎0893(24)1727



市ホームページ

## 不正大麻・けし撲滅運動

大麻やけしによる事件の発生は、依然として後を絶ちません。愛媛県では、令和5年4月1日から6月30日までの3か月間を「不正大麻・けし撲滅運動」の実施期間と定め、不正栽培や自生しているけしを全面的に撲滅し、大麻・けしに関する知識の普及を図ることとしています。

不正な大麻・けしを発見した場合には、八幡浜保健所または、最寄りの警察署などへご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

八幡浜保健所 ☎0894(22)4111

植えてはいけないけしの例



## 熱中症を予防しましょう

これからどんどん気温が上昇し、熱中症になるリスクが高くなる季節になります。

熱中症は症状が重くなると、生命に危機が及びます。

そのために、熱中症予防を心掛け、バランスの良い食事・良質な睡眠・適度な運動をすることで暑さに負けない体力づくりを行いましょう。

### 予防方法

- ▷ エアコンや扇風機で室温の調節を行う。
- ▷ 屋外では、帽子や日傘を使用する。
- ▷ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▷ 屋外、屋内関係なくこまめな水分・塩分補給を行う。

### 熱中症になってしまったら

- ▷ 涼しい場所へ移動する。(風通しの良い場所や冷房が効いている屋内)
- ▷ 衣類を緩め、首、脇の下や足の付け根に保冷剤等を使用し冷やす。
- ▷ 水分が自力で取れない、意識がない(様子がおかしい) 場合はためらわず救急要請を行う。



## 危険物安全週間

(6月4日(日)～6月10日(土))

危険物安全週間は、危険物に対する意識の高揚と啓発を図るために、毎年6月の第2週に定められています。

危険物は私たちの身近なものにも使われており、ガソリンや軽油、灯油のほかにも消毒用アルコールやスプレー、塗料などの中にも危険物として規制を受けるものがあります。

危険物は発火や引火しやすいため、火災が発生する危険の高い物質です。危険物の流出により火災が発生すると周囲に甚大な被害を与えることとなりますので、製品の取り扱い前には注意事項をよく理解し、安全な方法で扱いましょう。

### 【問い合わせ先】

大洲消防署本署 ☎0893(24)0119  
 長浜支署 ☎0893(52)0119  
 川上支署 ☎0893(34)2851

## 今日からできる健康づくり ～食育への取り組み～

毎月19日は「食育の日」、そして6月は「食育月間」です。

子供のころに身に付いた食習慣を大人になってから改めるのは簡単なことではありません。生涯にわたって健康で充実した生活を送るためには、子供のころの食への関わりが重要です。さまざまな経験を通じて、食に関する知識や食を選択する力を身に付けていく必要があります。一緒に買い物に行って旬の食材や大洲産の食材について話すこと。食事の準備の手伝いをする。一緒に食事をする。これらも立派な「食育」です。

食育を特別なことと捉えず、日常の中で「食」に触れることで食べることへの興味・関心が育ちます。また、心身ともに健康で毎日を生きて暮らすためには「おいしく楽しく食べる」こともとても大切です。おいしいと思って食べているときは自然と笑顔になります。そして笑顔で過ごすことは健康にもつながります。

健康は一生の宝物です。食育はその健康づくりに大きな役割を果たします。食育は子供たちだけ

### 「食育」の取り組み一覧

- ▷ 朝・昼・夕の3回をきちんと食べる
- ▷ 主食・主菜・副菜をそろえて食べる
- ▷ 食の情報を見分け、活用する
- ▷ うす味に心がけ、味覚を育てる
- ▷ 運動する習慣を身に付ける
- ▷ よく噛んで食べる
- ▷ 健康的な生活リズムを整える
- ▷ 自分の健康状態を把握する
- ▷ 食に感謝する心を育む
- ▷ 「おおず」の食文化を学び継承する
- ▷ 「おおず」の食材を食べる
- ▷ 交流や体験を通じて、食べ物の大切さを知る

出典「第3次大洲市食育推進計画」

でなく、家庭や地域、すべての世代で取り組むことができます。できることから「食育」に取り組んでみませんか。

### 【問い合わせ先】

大洲市学校給食センター  
 ☎0893(25)5224



大洲市学校給食センター  
 栄養教諭 入澤 友実